平成２９年（再イ）第２８号
仙台市太白区日本平16番24号
再生債務者　小野寺　修
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月12日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第６号
栃木県小山市大字小山33番地４
再生債務者　人見俊太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月12日
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（再イ）第１８６号
横浜市港北区高田東１丁目14番11号
再生債務者　田中　　亮
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月13日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第２９号
神奈川県三浦市南下浦町菊名1252番地31
再生債務者　井上　大輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月13日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（再イ）第２１号
長野市上野１丁目1523番地２
再生債務者　今井　勝彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月12日
長野地方裁判所民事部再生係

平成２９年（再イ）第２５号
静岡県浜松市浜北区於呂3174番地の１マーベラス103
再生債務者　大畑　瑠美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月13日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２９年（再イ）第１６５号
愛知県豊明市西川町笹原16番地２　日蘭カトレア寮７号
再生債務者　新井統志博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月12日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第３５２号
大阪府門真市千石西町12番12号
再生債務者　霜鳥　　元
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再イ）第３３号
岡山市中区西川原１丁目17番24―３号
再生債務者　**岡**　　利光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月13日
岡山地方裁判所第３民事部

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。
記
1　処分をした弁護士会　愛知県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　平塚　雅昭
登録番号　22944
事 務 所　愛知県名古屋市中区丸の内２―２―７　丸の内弁護士ビル504
平塚雅昭法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成29年10月２日
平成29年10月11日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。
記
1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士法人
名　　称　弁護士法人アディーレ法律事務所
届出番号　167
主たる法律事務所
名　称　弁護士法人アディーレ法律事務所
所在地　東京都豊島区東池袋３－１－１　サンシャイン60
所属弁護士会　東京弁護士会
3　処分の内容　業務停止２月
4　処分が効力を生じた年月日
平成29年10月11日
平成29年10月11日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。
記
1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　石丸　幸人
登録番号　30934
事 務 所　東京都豊島区東池袋３－１－１　サンシャイン60
弁護士法人アディーレ法律事務所
3　処分の内容　業務停止３月
4　処分が効力を生じた年月日
平成29年10月11日
平成29年10月11日　　日本弁護士連合会

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条及び改正前確定給付企業年金法施行令（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第３項によりなお効力を有するものとされた、同政令第２条第９号に規定する改正前確定給付企業年金法施行令をいう。）第78条の規定に基づき、次のとおり公告します。
1．基金の名称　鉄リサイクル企業年金基金
2．事務所の所在地　東京都台東区蔵前１丁目７番７号
3．理事長の氏名及び住所　山下　雄平　東京都大田区北糀谷２丁目６番８号
4．実施事業所の名称及び所在地　内堀金属株式会社　北海道札幌市白石区、株式会社鈴木商会　北海道札幌市中央区、石部金属株式会社　北海道旭川市、株式会社サンシン旭川スクラップセンター　北海道旭川市、株式会社酒井金属　北海道旭川市、株式会社有田商店　北海道釧路市、産業振興株式会社室蘭事業所　北海道室蘭市、株式会社丸中中田商店　北海道登別市、株式会社齋藤商店　北海道北見市、マルハチ軽金属株式会社　北海道帯広市、株式会社マテック　北海道帯広市、マルハチ清掃株式会社　北海道帯広市、株式会社今弘八戸　青森県八戸市、株式会社今弘商店　岩手県花巻市、三善物産株式会社　岩手県花巻市、有限会社小野徳三郎商店　岩手県奥州市、産業振興株式会社釜石事業所　岩手県釜石市、成田産業株式会社　岩手県釜石市、株式会社庄子専助商店　宮城県仙台市宮城野区、株式会社安藤仁七商店　宮城県柴田郡、株式会社江後商店　宮城県仙台市宮城野区、